

先行サンプルによる試験成績書の品目登録について(速やかに手続することを推奨)

日本玩具協会

1. 本年末に先行サンプルが廃止されますが、平成 21 年 8 月 7 日付厚労省通知により、これに替わり、一定の要件を満たした試験成績書を品目登録することで対応することができるようになりました。

当協会としましては、新たな制度（品目登録）について、下記のとおり、制度内容の周知に努めてきております。

- ① メール配信を行い制度概要を通知
(8月20日付通知。日玩協 HP <http://www.toys.or.jp/st/index.html>)
- ② 東京・大阪での説明会の開催(東京 9月15日。大阪 9月18日)
- ③ 上記説明会での質疑応答の HP 掲載(9月29日掲載)

なお、先行サンプル制度が廃止される本年 12 月末の前後の時期に、検疫所への品目登録の申請が急増し、場合によっては登録までの期間が延びることの可能性も懸念され得ます。

つきましては、当協会・安全環境委員会におきまして、(平成 20 年 7 月 31 日以降平成 21 年 8 月 31 日までに作成された)「先行サンプルによる試験成績書」を品目登録することで、明年年初に近い時期に輸入を考えておられる場合には、年末に近い時期ではなく、今の時期に速やかに品目登録の手続を行っておくことを皆様にお奨めし、検疫所への品目登録申請が極力平準化されるよう、業界としても対応していくことになりましたので連絡致します。

2. 大阪での説明会での説明内容に訂正がありましたので、当該訂正について「質疑応答」に下記を追加しました。

(問 19 の 2)

「製造者コード」・「製造所コード」は、品目登録とは切り離し、事前に登録することができるのか。

(答) 品目登録と切り離して、何時でも検疫所に申請することができる。

申請書の様式は決まったものがないので、適宜、「製造者コード」・「製造所コード」の登録申請であることを明示して申請されたい。